

神栖市男女共同参画人材バンク登録等実施要項

(趣旨)

第1条 この告示は、各分野で活躍している有能な人材に係る情報を登録する神栖市男女共同参画人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置することにより、政策・方針決定の場である各種審議会等への登用を促進するとともに、市が実施する各種事業へ誰もが共に参画する機会の提供を図り、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とするため、人材バンクへの登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者)

第2条 人材バンクに登録できる者は、市政に高い関心と審議会等の委員として活動する意欲を有し、かつ、市内に在住又は在勤する満18歳以上の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、当市の職員（非常勤特別職の職員を除く。）、国会議員、地方公共団体の議会議員及び高校生を除く。

- (1) 各種分野において専門的知識や技術、資格、実績等を有する者
- (2) その他将来の活躍が期待できると市長が認める者

(登録の方法等)

第3条 人材バンクへの登録を希望する者は、神栖市男女共同参画人材バンク登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、自薦又は他薦を問わないものとする。ただし、他薦の場合は、あらかじめ本人の承諾を得なければならない。

3 市長は、第1項の申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、神栖市男女共同参画人材バンク登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

(登録内容の変更等)

第4条 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じた場合又は登録の取消しをしようとする場合は、速やかに神栖市男女共同参画人材バンク登録内容変更・取消申出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（登録の削除）

第5条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録台帳から削除することができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) その他登録者として不適当と市長が認める事実があったとき。

（登録台帳の活用）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、登録台帳を活用することができる。

- (1) 各種審議会、委員会等の委員の選出をする場合
- (2) 研修会、講演会等の講師の選出をする場合
- (3) 市の諸事業推進のため人材を必要とする場合
- (4) その他市長が特に必要と認める場合

（登録台帳の管理等）

第7条 登録台帳の管理その他人材バンクに係る事務処理は、男女共同参画主管課長（以下「管理者」という。）が行うものとする。

（登録台帳の閲覧等）

第8条 課等の長は、登録台帳の閲覧又は情報提供（以下「閲覧等」という。）を希望するときは、神栖市男女共同参画人材バンク登録台帳閲覧等申請書（様式第4号）を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、閲覧等の可否

を決定するものとする。

3 課等の長は、登録台帳の閲覧等によって、登録者を審議会等の委員に選出したとき、又は各種事業に参画させたときは、その旨を管理者に報告するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。